

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第34号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(印鑑の登録の確認) 第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める期限は、 <u>印鑑の登録に関する照会書</u> を送付した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2及び3 [略] (申請書等の様式) 第6条 次の各号に掲げる印鑑の登録等に係る様式は、当該各号に定める	(印鑑の登録の確認) 第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める期限は、 <u>印鑑登録照会書・印鑑登録回答書</u> を送付した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2及び3 [略] (申請書等の様式) 第6条 次の各号に掲げる印鑑の登録等に係る様式は、当該各号に定める

<p>ところによる。</p> <p>(1) 条例第3条に規定する印鑑登録申請書 様式第1号</p> <p>(2) 条例第4条第2項に規定する<u>印鑑の登録に関する照会書</u> 様式第2号</p> <p>(3) <u>条例第6条第1項に規定する印鑑登録原票 様式第2号の2</u>及び<u>様式第2号の3</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 条例第13条第1項に規定する印鑑登録証明書 様式第8号、<u>第8号の2及び第8号の3</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>ところによる。</p> <p>(1) 条例第3条に規定する印鑑登録申請書<u>及び条例第6条第1項に規定する印鑑登録原票</u> 様式第1号</p> <p>(2) 条例第4条第2項に規定する<u>印鑑登録照会書・印鑑登録回答書</u> 様式第2号</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 条例第13条第1項に規定する印鑑登録証明書 様式第8号</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様

第 号
年 月 日

亀山市長



黒色の電子印を使用しています

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意志に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

回 答 書		年 月 日
亀山市長 様		
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		申請した印鑑
住 所	_____	
本人署名	_____	
生年月日	_____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。		
本人署名		_____

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

印 鑑 登 録 原 票

印 影

氏 名		旧 氏	
生 年 月 日			
住 所			
備 考			
登 録 番 号		宛 名 番 号	
行 政 区			
登 録 日		廃 止 日	
廃 止 事 由			

印 鑑 登 録 原 票

印 影

氏 名					
生 年 月 日					
住 所					
備 考					
登 録 番 号		宛 名 番 号		世 帯 番 号	
行 政 区					
登 録 日			廃 止 日		
廃 止 事 由					

様式第8号を次のように改める。

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	

	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

亀山市長



黒色の電子印を使用しています

様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	

	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

亀山市長



黒色の電子印を使用しています

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

亀山市長



黒色の電子印を使用しています

様式第10号を削る。

様式第11号を次のように改め、同様式を様式第10号とする。

様

第 号
年 月 日

亀山市長



黒色の電子印を使用しています

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本市に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、本市を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。